

平成22年4月6日

第2169号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（168・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（169・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の変更（170・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（171・福祉政策課）	2
○生活保護法による介護機関の指定（172・福祉政策課）	2
○救急病院等でなくなった医療機関（173・医務薬事課）	3
○保安林の指定解除予定通知（174・森林整備課）	3

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）	3
○県営土地改良事業計画の決定（鹿角地域振興局農林部）	4
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）	4
○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）	4
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）	4
○村営土地改良事業の施行の同意（雄勝地域振興局農林部）	4

告 示

秋田県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
田口歯科医院	田口 誠一	南秋田郡五城目町字七倉115-1	平成21年12月31日

秋田県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
わかば薬局	株式会社 ティーセブン 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田 字向川原213-1	調剤薬局	平成22年3月1日
田口歯科医院	田口 修	南秋田郡五城目町字七倉115-1	歯科、小児 歯科、矯正 歯科、歯科 口腔外科	平成22年1月1日

北秋中央薬局	株式会社 仙台調剤 代表取締役	北秋田市下杉字上清水沢74	調剤薬局	平成22年3月1日
--------	-----------------	---------------	------	-----------

秋田県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項（名称）		変更年月日
			変更前	変更後	
北秋調剤薬局鷹巣店	株式会社 ファーマックス 代表取締役	北秋田市花園町10番1号	北秋調剤薬局	北秋調剤薬局鷹巣店	平成22年3月1日

秋田県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第15条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社 虹の街 大曲営業所	株式会社 虹の街 代表取締役社長	大仙市戸蒔字谷地添112番1	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成22年3月31日
特別養護老人ホーム 峰山荘	大仙市長	大仙市協和峰吉川字半仙29-90	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年3月31日
特別養護老人ホーム 峰山荘	大仙市長	大仙市協和峰吉川字半仙29-90	介護老人福祉施設	平成22年3月31日

秋田県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
きずなヘルパーステーション	株式会社 文蔵 代表取締役	能代市南元町3番10号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年2月15日

ショートステイきずな	株式会社 文蔵 代表取締役	能代市南元町3番10号	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年3月8日
大森ケア・コミュニティーはる風	有限会社 はる風 取締役社長	横手市大森町字菅生田245-226	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成22年2月1日
居宅介護支援センターテnderヒルズ	社会福祉法人 あけとおり会 理事長	大仙市内小友字明通36番2	居宅介護支援事業	平成22年2月1日
きららホーム	特定非営利活動法人 一番星きらら 理事長	北秋田市脇神字高村岱112-23	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成22年4月1日
北秋中央薬局	株式会社 仙台調剤 代表取締役	北秋田市下杉字上清水沢74	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成22年4月1日
デイサービスセンターふくろう	社会福祉法人 正和会 理事長	潟上市天王字棒沼台247番地4	通所介護、介護予防通所介護	平成22年4月1日
ショートステイこうのとりの	社会福祉法人 正和会 理事長	潟上市天王字棒沼台247番地4	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年4月1日
ルートピア緑泉短期入所生活介護事業所	社会福祉法人六郷仙南福祉会 理事長	仙北郡美郷町六郷字作山187	介護予防短期入所生活介護	平成22年4月1日

秋田県告示第173号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
湖東総合病院	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37	平成22年3月31日

秋田県告示第174号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 解除予定保安林の所在場所 北秋田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 We L o v e あきた歌のネットワーク
- 3 代表者の氏名
川口 洋一郎
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市桜四丁目8番7号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田県民歌を中心とする秋田県ゆかりの歌を大合唱する事業を行うことにより、先人が築いた素晴らしい遺産を世代を超えて共有・継承するとともに、歌の輪を通じて秋田県の経済振興、文化の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、鹿角郡小坂町荒谷字万谷110-3小館正光ほか23人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（万谷地区農地集積加速化基盤整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年4月9日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所 小坂町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
能代市浅内字中山88番地2 平 川 安 悦
- 2 就任理事の住所及び氏名
能代市浅内字浅内87番地 原 田 文 宏

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市鶯野土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
大仙市上鶯野字小八卦53番地 小 松 励
- 2 就任理事の住所及び氏名
大仙市上鶯野字田向15番地 高 橋 隆 雄

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、東成瀬村から協議があった土地改良事業（伊達堰地区基盤整備促進事業）の施行について、平成22年3月29日同意したので、同法第96条の2第7項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号